

介護支援専門員の研修一覧

平成28年度～ 群馬県

No	研修名	目的	受講対象者	研修内容等		研修受講地	備考
				研修科目	時間数		
1	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員の養成を図る	介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者。	<b>【前期】</b> (1)介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント (2)自立支援のためのケアマネジメントの基本 (3)相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎 (4)人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理 (5)利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意 (6)ケアマネジメントのプロセス (7)ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術 (8)介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント) (9)地域包括ケアシステム及び社会資源 (10)ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義 (11)ケアマネジメントに係る法令等の理解 (12)実習オリエンテーション (13)ケアマネジメントの基礎技術に関する実習 <b>【後期】</b> (14)実習振り返り (15)ケアマネジメントの展開(基礎理解と5つの事例) (16)アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習 (17)研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	87 H	原則、試験受験地の都道府県	・研修期間中に居宅介護支援事業所での実習を3日程度実施します。 ・全課程修了者は、介護支援専門員証の交付申請ができます。
2	介護支援専門員専門研修	現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図る。	現に介護支援専門員として実務に従事している者であって、原則、就業後6か月以上の者。	(1)ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定 (2)介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状 (3)対人個別援助技術及び地域援助技術 (4)ケアマネジメントの実践における倫理 (5)ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践 (6)ケアマネジメントの演習(7つの事例) (7)個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習 (8)研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	56 H	原則、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	・H15～17年度において、現任研修基礎課程Ⅰ又は基礎課程Ⅱの全課程を修了している方は、専門課程Ⅰを修了したものとみなされます。 ・専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱは、群馬県知事が介護保険法第69条の8第2項ただし書きに規定する更新研修に相当するものとして指定する研修課程です。
	専門研修課程Ⅱ		現に介護支援専門員として実務に従事している者であって、原則、就業後3年以上の者。	(1)介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開 (2)ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(7つの事例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーション及び福祉用具活用の事例</li> <li>・看取り等における看護サービス活用の事例</li> <li>・認知症に関する事例</li> <li>・入退院時等医療との連携事例</li> <li>・家族への支援の視点が必要な事例</li> <li>・社会資源の活用に向けた関係機関との連携事例</li> <li>・状況に応じた多様なサービス活用事例</li> </ul>	32 H		
3	介護支援専門員再研修	介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技能の再修得を図る。	介護支援専門員の登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者。また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象とすることができる。	(1)介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント (2)自立支援のためのケアマネジメントの基本 (3)人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理 (4)介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント) (5)地域包括ケアシステム及び社会資源 (6)ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義 (7)ケアマネジメントに係る法令等の理解 (8)ケアマネジメントの展開(基礎理解と5つの事例)	54 H	原則、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	

介護支援専門員の研修一覧

平成28年度～ 群馬県

No	研修名		目的	受講対象者	研修内容等		研修受講地	備考	
					研修科目	時間数			
4	介護支援専門員更新研修	実務未経験者	介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図る。	介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者。	介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者。	「介護支援専門員再研修」の研修科目と同様	54 H	原則、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	・介護支援専門員証更新申請にあたり、介護支援専門員証有効期間中に、「介護支援専門員専門研修」を修了している者については、専門研修課程で履修した科目と同内容の科目を免除。
		実務経験者		介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事した経験を有する者。	「介護支援専門員専門研修」の研修科目と同様 なお、実務経験者として初めての更新研修は、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同内容。また、実務経験者として更新研修が2回目以降の者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅱと同内容。	88 H (2回目以降32H)			
5	主任介護支援専門員研修		介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図る。	①専任の介護支援専門員の従事期間が5年以上の者 ②ケアマネジメントリーダー研修修了者又は日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーで専任の介護支援専門員従事期間が3年以上の者 ③主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者 ④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者	居宅サービス計画等を提出し、研修実施機関において、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められた者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、専門研修課程Ⅰ・Ⅱを修了した者	(1)主任介護支援専門員の役割と視点 (2)ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援 (3)ターミナルケア (4)人材育成及び業務管理 (5)運営管理におけるリスクマネジメント (6)地域援助技術 (7)ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現 (8)対人援助者監督指導 (9)個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	70 H	原則、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	・「主任介護支援専門員研修修了証明書」の有効期間は研修修了日から5年間です。  【経過措置】 平成25年度以前に受講した方の主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間は次のとおりです。 ◆平成18～23年度修了者 平成31年3月31日まで ◆平成24～25年度修了者 平成32年3月31日まで
6	主任介護支援専門員更新研修		主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図る。	①介護支援専門員に係る研修の企画、講師、ファシリテーターの経験がある者 ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者	次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者	(1)介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向 (2)主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践  ・リハビリテーション及び福祉用具活用の事例 ・看取り等における看護サービス活用の事例 ・認知症に関する事例 ・入退院時等医療との連携事例 ・家族への支援の視点が必要な事例 ・社会資源の活用に向けた関係機関との連携事例 ・状態に応じた多様なサービス活用事例	46 H	原則、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	・介護支援専門員証更新申請にあたり、当該研修の修了者は「介護支援専門員更新研修」の受講を免除。

※各研修講義・演習にあたっては「課題整理総括表」及び「評価表」を活用し行う。

※各研修の実施にあたっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を実施する。

※研修の日程・受講料・受講要件等詳細につきましては、指定研修実施機関「群馬県社会福祉協議会」福祉人材課(電話:027-255-6035)へお問い合わせください。